


【実施計画】

番 号	2-2-1
-----	-------

改革の視点	2 財 源		基本的な方向	2 歳出の削減	
実施計画項目	1 給与制度的確な運用		改善の視点	ルール(規範・条例・運営基準を見直す)	
内 容	本市の給与制度は、他の地方公共団体、民間の給与等を考慮しつつ、国の制度に準拠したも のとなっているが、引き続き国の人事院勧告や 他市の状況等を参考に、社会情勢や本市の財 政状況を考慮した的確な運用を推進する。		担当課所	人事課	
達成目標			評価の手法		
【給与制度的確な運用】 国に準拠した給与制度や必要に応じた手当の見直 し。			【給与制度的確な運用の検証】 国に準拠した給与制度や必要に応じた手当の見直 しを実施し、その金額を担当課において検証する。		
年 度	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
実施スケジュール					
評価の時期	○	○	○	○	○
目標の内容	人事院勧告に準拠(勤 告が災害の影響でズレ 込んだ場合は、県を参 考)した給与制度、必 要に応じ各種手当の 見直しを図る。	民間準拠により国家公 務員給与の改定を図 ろうとする人事院勧告 に準拠した給与制度、 必要に応じ各種手当 の見直しを図る。	財政状況及び東日本 大震災に対処するため 国家公務員の人件費 が削減されていること を踏まえ、本市職員の 給与の見直しを図る。	民間準拠により国家公 務員給与の改定を図 ろうとする人事院勧告 に準拠した給与制度、 必要に応じ各種手当 の見直しを図る。	平成26年度人事院 勧告による国家公務 員給与制度の総合的 見直しに準拠した本市 給与制度の運用に努 める。また、必要に応じ 各種手当の見直しを 図る。
平成22年度まで の主な推進状況	平成18年4月:特殊勤務手当の抜本的改正を行い、従来の34手当を20手当に改正 した。 平成19年度:人事院勧告に準拠して、①若年層の給料引き上げ ②扶養手当の子 等について、6,000円を6,500円に引き上げ ③期末勤勉手当を4.45月分から4. 5月分に引き上げ等を実施した。 平成21年度:人事院勧告に準拠して、①民間給与調査による逆較差分の給料引き 下げ ②期末勤勉手当を4.5月分から4.15月分に引き下げを実施した。 平成22年度:人事院勧告に準拠して、期末勤勉手当を4.15月分から3.95月分に 引き下げを実施した。				

【取組結果】

年 度	担当課所	取組内容、見直し効果等の説明	進捗率 (金額等)
平成23年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)		
	担当課所	人事院勧告に準拠して、50歳代を中心に40歳代以上の月例給与の引下げ(一般職平均マイナス0.26%)を実施した。	
平成24年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)		
	担当課所	人事院勧告に準拠し、50歳代後半層における給与水準上昇の抑制のため、昇給・昇格制度を見直した。また、これまで見合わせていたH22年人事院勧告の「55歳超え6級以上職員の月例給与・管理職手当の1.5%カット」分についても、実施した。 退職手当について、国家公務員が、官民の支給水準の均衡を図るために設けられている調整率を段階的に引き下げる措置を執ったことに準じ、同様の改正を行った。	
平成25年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)		
	担当課所	国家公務員の人件費削減を踏まえ、本市職員の給与を7月から3月までの間、月例給与で平均7.11%の減額を実施した。	
平成26年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)		
	担当課所	人事院勧告に準拠し、次の4点について給与制度の改正を行った。 ①若年層に重点を置いた給料表の平均0.3%の引上げ ②交通用具使用者に係る通勤手当を使用距離の区分に応じ100円から7,100円の幅で引上げ ③勤勉手当の支給月数を0.15月引上げ ④人事評価結果の勤勉手当への反映	
平成27年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)		
	担当課所	人事院勧告に準拠し、次の4点について給与制度の改正を行った。(H28.2月議会上程) ①若年層に重点を置いた給料表の平均0.4%の引上げ ②勤勉手当の支給月数を0.1月引上げ ③地域手当(東京都・高松市)の引上げ ④単身赴任手当の増額(H28.4以降)	